

USA における債券にかかる発行割引利子ルール of 解説とその簡素化

日本大学大学院総合科学研究科 教授

木村弘之亮

第 1 章 序説

設例 1 : 10 年物無利息債券 1,000,000 ドルを発行する。投資家は、その債券を発行日に 385,000 ドルで購入し、そして、それが 10 年後の満期日に 1,000,000 ドルで償還されるまで、その債券を引き続き保有している。

		償還価格		1,000,000
		発行価格		385,000
		2 半期満期利回り		4.888%
発生計算 期間	支払総額	調整発行価格	発生総額	発行割引 利子
	-385,000			
1	0	385,000.00	18819.88	18819.88
2	0	403,819.88	19739.85	19739.846
3	0	423,559.72	20704.79	20704.785
4	0	444,264.51	21716.89	21716.893
5	0	465,981.40	22778.48	22778.475
6	0	488,759.88	23891.95	23891.951
7	0	512,651.83	25059.86	25059.857
8	0	537,711.68	26284.85	26284.852
9	0	563,996.54	27569.73	27569.73
10	0	591,566.27	28917.42	28917.415
11	0	620,483.68	30330.98	30330.979
12	0	650,814.66	31813.64	31813.643
13	0	682,628.30	33368.78	33368.783
14	0	715,997.09	34999.94	34999.942
15	0	750,997.03	36710.84	36710.837
16	0	787,707.87	38505.37	38505.37
17	0	826,213.23	40387.62	40387.62
18	0	866,600.85	42361.88	42361.88
19	0	908,962.72	44432.64	44432.64

20	1,000,000	953,395.37	46604.63	46604.63
			(合計)	615000.00

## 第2章 現金と引き換えに発行される負債証書

### 第1節 発行割引利子の金額の算定

設例2：2003年11月1日に、法人が、発行価格86,235.17ドルで、15年物債券、2半期ごとに10%利子を支払う100,000ドルの債券を発行する。この利付割引債について、財務省令にしたがって、調整発行価格、発行割引利子、適格表示利子、発生利子総額を区分して、発生計算期間ごとに算出しよう。

設例3：事実関係は設例2と同一だとする。ただし、表示利子は、満期日に至るまで支払われないとする。

設例4：1993年11月1日に、法人が、発行価格86,235.17ドルで、15年物債券、2半期ごとに10%利子を支払う100,000ドルの債券を発行する。

設例5：事実関係は設例4と同一だとする。ただし、表示利子は、満期日に至るまで支払われないとする。

### 第2節 発行割引利子を発生主義ベースで所得の金額に算入

#### 第3節 発行割引利子のみなし支払額を損金算入

#### 第4節 売却、交換又は償却に基づく利得又は損失

設例6：事実関係は設例1と同一とする。この事実関係のもとでは、満期日における表示償還価格は、1,000,000ドルであり、発行価格は385,000ドルであり、したがって、発行割引利子は615,000ドルである。投資家はその債券を満期日まで保有し、1,000,000ドルを取得すると仮定する。この時点で、利得または損失は存在するであろう？

設例7：事実関係は設例6と同一とする。ただし、投資家は2年後にその債券を465,981.40ドルで売却する。

### 第5節 市場割引所得

### 第3章 結び

USAにおける発行割引利子（割引発行差金）ルールは、貨幣の時間価値論を基礎として、1枚の負債証券の満期利回りに基づいて、精緻に理論構成され、計算構造も構築されている。

1枚の負債債券は、ゼロ・クーポン債、低利付債または高利付債などからなっているが、それらの基礎要素は、次の3つの要素から構成されている。

ゼロクーポン債（純粹クーポン債）、アニュイティ（ここではクーポン利子）および元本がそれである。元本が繰上償還されると、債券の利回りは高くなるので、元本も基礎要素として把握されるべきである。

低利割引債のケースを考察すると、その満期利回りは、ゼロ・クーポン債自体の利回りとクーポン債の利回りと加重平均収益率を指している。しかも、USのOIDルールは、1枚の債券について1本の満期利回りを適用するよう指定する。そのため、その満期利回りは、ゼロ・クーポン債の利回りより大であったり、小であったりすることがある。計算過程が、前述のように複雑になっている、遠因はここに認めることができる。しかし、元々の問題は、ゼロ・クーポン債から経済的に生じるとされる経過利子（発行割引利子）を1枚の債券の保有者（譲渡人・譲受人）間で配分して、当該所得の帰属と所得課税をおこなうことにある。他方、クーポン利子はその支払い時に課税をうける（現金主義ないし実現主義）から、所得税法上の問題は通常顕現しない。したがって、1枚の債券のうち、ゼロ・クーポン債の要素を切り出した上、そのゼロ・クーポン債から生じるとされる経過利子（発行割引利子）を1枚の債券の保有者間で配分して、当該所得の帰属と所得課税をおこなうメカニズムの構築に、焦点を合わせるようにすべきであろう。

ゼロ・クーポンに焦点を合わせることによって、計算過程と税務会計処理は、無駄が省け、簡素化されることであろう。日本所得税法は、アメリカのそれと異なり、譲渡所得と利子所得のあいだに税負担の軽重をめぐる深刻な問題を抱えていない。